

---

◎議案第 4 号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 6、議案第 4 号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

南税務課長。

○税務課長（南 光男君） 議 4－1 をお開き下さい。議案第 4 号でございます。

白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について。

白老町税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 27 年 6 月 19 日提出。白老町長。

次に、議 4－8 をお開きください。附則でございます。

（施行期日）

第 1 条 この条例は公布の日から施行し、改正後の白老町税条例等の規定は平成 27 年 4 月 1 日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

（1）、（2）、（3）の施行期日につきましては記載のとおりでございますので朗読を省略させていただきます。

続きまして、議 4－9 の中ほどの（町民税に関する経過措置）第 2 条、第 1 項、同条 8 項まで。

次に議 4－10 の中ほどの（固定資産税に関する経過措置）、第 3 条、第 1 項から同条第 6 項まで。

次に議 4－11 の中ほどの（軽自動車に関する経過措置）、第 4 条、第 1 項及び第 2 項、次に（町たばこ税に関する経過措置）、第 5 条、第 1 項から同条第 14 項まで。次に議 4－18 をお開きください。下段の（特別土地保有税に関する経過措置）、第 6 条。次に議 4－19 上段の（入湯税に関する経過措置）、第 7 条の規定につきましては、6 月 19 日議案説明会で説明させていただいておりますので、経過措置の規定の朗読は省略させていただきます。

続きまして、議 4－20 をお開きください。議案説明でございます。地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が本年 3 月 31 日に公布され、原則として 4 月 1 日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うため本条例等の一部を改正するものでございます。以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

---

議案第 4 号 白老町税条例等の一部を改正する条例 議案説明資料

地方税法等の一部改正（平成 27 年 3 月 31 日公布）に伴う、主な町条例改正関係

1 住民税関係 【施行日：平成 27 年 4 月 1 日】

（1）個人住民税

①個人住民税の住宅ローン減税の拡充等措置（附則第7条の3の2）

対象期間を平成31年6月30日まで1年半延長（適用期限は平成41年度まで）

②ふるさと納税の申告特例についての規定の所要整備

○特定控除額の拡充 個人住民税の特例控除額の上限を所得割額の1割から2割に拡充

○申告手続の簡素化 ふるさと納税ワンストップ特例の創設（附則第9条、附則第9条の2）

確定申告が不要な方（年末調整済の給与所得者等）がふるさと納税を行った場合において、ふるさと納税先の地方公共団体に申請することにより、確定申告や住民税申告を行うことなく、住民税の控除を受けられるよう規定の整備を行うもの

（2）法人住民税

①法人町民税均等割の税率適用区分における資本金等の見直し（第31条）

均等割を課税するうえで基準となる資本金等について、法人の実態により適合するよう定義の変更を行うもの

2 固定資産税関係 【施行日：平成27年4月1日】

（1）地域決定型地方税特例措置（わがまち特例）による改正（附則第10条の2）

○地方税法の定める範囲内において軽減割合を市町村の条例で規定するもの

第6項 都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得した公共施設等に係る課税標準額を5分の3（特定都市再生緊急整備地域は2分の1）

第7項 管理協定が締結された津波避難施設（家屋の避難用部分）に係る課税標準額を2分の1

第8項 管理協定が締結された津波避難施設（付属する避難の用に供する一定の償却資産）に係る課税標準額を2分の1

第12項 新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る税額を3分の2（新築期限を平成29年3月31日まで2年延長）

（2）固定資産税等（土地）の負担調整措置の延長（附則第12条、附則第13条）

土地に係る負担調整措置を現行の仕組みで3年延長し、平成29年度までとするもの

3 軽自動車税【施行日：平成27年4月1日適用】

軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の導入（附則第16条）

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に「初回車両番号指定」を受けた3輪以上の軽自動車は、平成28年度分の軽自動車税に限り軽課税率適用

区分	課税標準	軽 課		
		電気自動車等	乗用：平成32年度燃費基準 + 20% 達成車 貨物用：平成27年度燃費基準 + 35% 達成車	乗用：平成32年度燃費基準達成車 貨物用：平成27年度燃費基準 + 15% 達成車
軽 3輪のもの	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円

自動車	4輪以上のもの	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
			自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
		貨物用	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
			自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円

4 町たばこ税の税率の特例 【改正条例附則第5条】

旧3級品の製造たばこに係る特例税率を廃止し、平成28年4月1日から平成31年4月1日までの間、段階的に税率を引き上げられるもの

6銘柄：エコー・わかば・しんせい・ゴールデンバット・バイオレット・うるま

(1,000本につき)	現 行	H28年 度	H29年度	H30年度	H31年度	参考：一般品の税率
国のたばこ税	2,906円	3,406円	3,906円	4,656円	6,122円	6,122円
地方のたばこ税	2,906円	3,406円	3,906円	4,656円	6,122円	6,122円
道たばこ税	411円	481円	551円	656円	860円	860円
町たばこ税	<b>2,495円</b>	<b>2,925円</b>	<b>3,355円</b>	<b>4,000円</b>	<b>5,262円</b>	<b>5,262円</b>
合 計	5,812円	6,812円	7,812円	9,312円	12,244円	12,244円

5 減免の申請期限の延長（第51条、第71条、第89条、第90条、第139条の3）

町民税、固定資産税、軽自動車税及び特別土地保有税の減免の申請期限について、「納期限前7日」までとしているものを、「納期限まで」とするもの

【施行日：平成27年4月1日】

6 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、通称「番号法」の改正に伴う所要の措置（第2条、第36条の2、第51条、第63条の2、第63条の3、第71条、第74条、第74条の2、第89条、第90条、第139条の3、第147条、附則第10条の3、附則第22条）

申告書、申請書、届出書等の手続書類にマイナンバー（個人番号・法人番号）

を記載するもの

【施行日：番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行日】

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

11 番、山田和子議員。

○11 番（山田和子君） 11 番、山田です。ふるさと納税ワンストップ特例の創設というのがあるのですが、これによって納税されるほうの方は申告手続きの簡素化がされて、大変ふるさと納税の増額につながることを期待するところではありますが、事務方のほうの事務量の増加がないのかどうかお尋ねします。

○議長（山本浩平君） 南税務課長。

○税務課長（南 光男君） ふるさと納税につきましては、白老町の方がふるさと納税されている件数というのは 10 件程度でございまして、今後ワンストップ制度が創設されたことによってどれぐらいになるかはちょっと明確なところは押さえられませんので、事務的なものが非常にふえるという認識にはございません。以上です。

○議長（山本浩平君） 3 番、齋藤征信議員。

○3 番（齋藤征信君） 齋藤です。たばこの味を知らないものが遠慮しながらちょっとお聞きしたいのですが、町たばこ税の値上げについてなのですが、これは国が決定して統一的な値段としてこういうふうに上げなければならないものだったのかどうかということが一つ、それで表を見ますと 6 銘柄が同時に全部上がってしまうということなのですが、これはこの 6 銘柄の名前、昔懐かしい名前と我々は思うのですけれども、これは言ってみれば懐具合が寂しかったりなんかしたとき、低所得のときにずっと吸っていたものなのです。今でもやはりそうではないかと。高いたばこもありますけれどもぐっと値段を抑えてきた銘柄ですね。それが全部同じになってしまうようなそういう税の上げ方というのはいいのかどうか、そのあたりどういうふうな配慮があって、そういう人たちの嗜好品だから個人的な嗜好品だからこれは上げるのもういいのだというようなことではないだろうと思うのです。やはりそういう人たちの楽しみも残さなければならないのがサービスというものではないのかという気がするのです。それがみんな一律同じになってしまうということがどういうことなのか、そのあたりどういうふうに判断されたのか、それだけお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 南税務課長。

○税務課長（南 光男君） 国のほうで段階的に特例を廃止して、たばこ税を 31 年までに今の旧たばこ 3 級品ですか、これも今の除外されていた部分の現たばこ税に合わせるということでのことですが、結局は地方の税収、国の税収も含めて、そういう嗜好品とかそういうところではなくて全体的な中で段階的にたばこ税を上げていくという中身でございまして、結局は旧 6 銘柄 3 級品の、これを今まで特例的に安くしていたのですけれども段階的に上げるということでの全体的な国の税制というのですか、そういう中での値上げでございまして。以上です。

○議長（山本浩平君） 3 番、齋藤征信議員。

○3 番（齋藤征信君） 結局は国税と町税全部合わせて、それが全部段階的に上がっていて特例措置はもう一切ないということで全国一律みんな同じ値段でやらなければならないのだということなのですか。町の判断任される部分というのはないということと解釈していいのかどうか。それとだとすれば先ほど私が言いました、そういう低所得者の人たちがやはり不安と

いうのはものすごくあるのだらうと思うのです、今でも。そういう人たちにどういう配慮がされたのかという、そのところなしに決まってしまったのか。町のほうにはどんなふうな説明がきているのか、そのあたりわかれば教えてください。

○議長（山本浩平君） 南税務課長。

○税務課長（南 光男君） 27年度の税制改正大綱の中で示されていると思うのですけれども、ちょっとその資料を持ってきていなかったのですけれども、あとは国だとか道だとか、国と地方の税率があがっていくのですけれども、これで白老町でこの部分を段階的に上げる部分を低所得者のために下げましょうとかそういうことにはならないかと、国の制度、税制ですので、そういうふうにはならないと思います。あとは低所得者に対するいろいろな配慮というのは税のほうではなくて社会保障だとか、そちらのほうにこの税は向けられますので、そういう中でいろいろ低所得者に対する配慮があるかと思います。全体的な収入と支出のことになりますのでと思います。以上です。

○議長（山本浩平君） ほか。7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 今回のこの税条例のことで最後の6番目のところの行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律というのが今回出されたのですけれども、これは町民の方々にとっては非常に普段の手続きにするにあたって、こういうものをついてくるということになって実際に日常生活の中でこういうことはきちんとしなくてはいけないですという部分も出てくるのではないかと思うのですけれども、その辺について町民に対しての周知というのですか、わかりやすく説明していく方法として、今までも随分これは例えばインターネット上で自分の個人の情報が漏れるとかどうのこうのといっぱいいろいろなことがあって過去においてもいろいろ議論されてきたのですけれども、最終的にこれがつくられるということになってきた段階でやはり町民の方々に正しく理解して使ってもらえる方法としてどのようなことを考えていますか。周知の方法です。

○議長（山本浩平君） 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 1時39分

---

再開 午後 1時41分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） マイナンバー制度の周知の仕方をお答えいたします。来年の1月から実際に交付、マイナンバーの各制度が開始されます。その中で今町のほうで周知方法としては、一つには新たに町の出前講座の事項として、ことしの4月からあげております。その中で今現在2町内会から説明の依頼を受けております。あとは広報でも周知しております、これから10月になりましたら各世帯に個人番号の通知がなされますので、今後周知を大きく実施していきたいというふうに町のほうでも考えております。以上です。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） やはり今回この番号については高齢の方々は特に使い勝手がわからなくて困るのではないかと思うのです。窓口で当然こういうものは周知していかなければいけないと思うのですけれども、たしか住民票とかそういうようなものでこういうようなカードとかつくっていますね。1回500円ですか、そういうようなものをつくってナンバーみたいな形で証明書みたいなものをつくっているのですけれども、前にも何か随分役場のほうで周知して町民の方々につくってくださいということをお願いしていたみたいなのですけれども、やはりそういうようなことも一緒に連動して町民の方々に広報することに、例えば病院に行くときとかいろんな形のときに常に身分証明書みたいな形の中でその番号というものがちゃんと登録されて記載されていれば随分便利になるのではないかと思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう。私はしたほうが良いと思って聞いたのですけれどもどうなのでしょう。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 今西田議員おっしゃったとおり住民基本カードですか、現在も交付をしております。ただこれも新たなマイナンバーの番号が交付されますと、期限があるのですけれども実際にはもう使えなくなるような状況になるわけなのです。それで新たなマイナンバーのことを今後ともPRというか周知を徹底していきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） ほか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。